

現地評価シート

事業体： _____ 現 場： _____

審査員： _____ 日 付： _____ 年 _____ 月 _____ 日

※評価は、S=特別に良い、A=良い、B=改善の余地があるが、認証には十分である、C=改善が必要であり、認証には不十分である、とする。

A. 伐採契約・準備		評価
A-1	伐採更新計画を作成し、作業内容について所有者の同意を得ている。	S A B C
<p><基準> 伐採更新計画を作成し、森林所有者に説明の上、同意の署名を得ている。伐採更新計画の内容は環境保全、作業安全のために有効な内容になっている。但し、国公有林などで所有者側が定める既定の手続きがある場合、それに代えることができる。</p>		
A-2	私有林の主伐においては、所有者に再生林の実施を適切に働きかけている。	S A B C
<p><基準> 私有林で主伐をする場合には、その後の再生林ができるだけなされるよう、森林所有者に再生林作業受託を提案したり、森林組合を紹介したりするなどの働きかけを行っている。</p>		
A-3	伐採に必要な許可を得るなど、法令を遵守している。	B C
<p><基準> 事前チェックシートを活用するなどして、法令遵守に努めている。実際、必要な手続きを行ったことが書類等で確認できる。</p>		
<p>コメント欄</p>		

B. 路網・土場開設		評価
B-1	路網・土場の配置は林地保全上適切で無駄がない。	S A B C
<p><基準> 地形や土質に合わない無理な集材方法が選択されていない。路網・土場は急傾斜地や崩壊地など危険箇所を避けて配置されている。施工に無理が生じるような場所に路網・土場が配置されていない。</p>		
B-2	路網・土場の配置はそこから直接土砂が谷川へ流れ込まないように配慮されている。	S A B C
<p><基準> 路網・土場は谷川から距離を置いて配置されている。谷川への土砂の流れ込みが継続して生じていない。水源の汚濁が心配されるところには路網・土場を配置しない。</p>		
B-3	路網・土場は早期に安定し、土砂流出・崩壊が継続して生じないように施工されている。	S A B C
<p><基準> 道幅は必要最小限である。盛土を安定化し路体として使うことで、切土を抑えている。切土高は最高でも3m、通常は2m以内である。</p>		

責任ある素材生産事業体認証制度 審査様式 2

B-4	路面からの排水を適切に誘導するための措置が講じられている。	S A B C
<p><基準> 分散排水のための上り下りの切り替えや、横断溝・側溝等の排水施設の設置が十分になされ、大雨時にも路面の洗掘、路体の崩壊を起こさないよう配慮されている。</p>		
B-5	谷川横断施設は大雨に耐えるだけの設計、施工がなされている。	S A B C
<p><基準> 洗い越しや暗渠が適切に使分けられている。施設の構造は大雨に耐えられるだけ頑丈である。</p>		
<p>コメント欄</p>		

C. 伐採・造材・集運材		評価
C-1	林地・生物多様性保全のため、必要に応じて保残帯設置、伐区分散が図られている。	S A B C
<p><基準> 谷川沿い、尾根筋、崩壊危険箇所では、保残帯を設けるなどの注意が払われている。特に、10haを超える皆伐では、保残帯設置・伐区分散について所有者と協議がされている。</p>		
C-2	作業が地域住民の生活の妨げとならないよう、必要な措置が講じられている。	S A B C
<p><基準> 民家・一般道の直上での作業を出来るかぎり避け、土砂・転石・伐倒木等の落下防止に最大限の注意が払われている。現場への立入禁止の立て看板などにより、危険が周知され、事故防止が図られている。地域住民が通行する道路では、作業がその妨げとなっていない。必要に応じて、作業による騒音への対策が講じられている。</p>		
<p>コメント欄</p>		

D. 更新・後始末		評価
D-1	次世代林の更新に配慮した跡地整理を行っている。	S A B C
<p><基準> 人工造林予定地では、地拵えの妨げにならぬよう枝条残材が整理され、更新除地を不必要に広げないよう集積してある。天然更新予定地では、稚樹等の保護が適切に行われている。</p>		
D-2	枝条残材は、崩壊を誘発したり、谷川に流れ出ていかないように置かれている。	S A B C
<p><基準> 枝条残材の山積み山腹崩壊を引き起こす危険がない。枝条残材が谷川へ流れ出したり、水の流れを妨げる危険がない。目安として、枝条残材の集積の高さは3mまでとし、傾斜地では1m以上になる場合は杭を打ち、置き場所は谷川（枯れ沢含む）の端から3m以上離す。</p>		

責任ある素材生産事業体認証制度 審査様式 2

D-3	集運材に使用した路網の補修、原状回復が行われている。	S A B C
<p><基準> 一時使用の集材路、土場には埋め戻し、植栽などの処置がなされている。継続使用される路網は、路面・法面の補修・補強、排水処理がなされ、長期にわたって維持可能な状態にある。また、運材に使用した道路の補修、農地の原状回復が適切に行われている。</p>		
D-4	廃棄物を現場に残していない。	B C
<p><基準> 資材・廃油等の廃棄物を現場に残していない。タバコの吸い殻等、ゴミを残していない。</p>		
D-5	作業の完了について、所有者の確認を得ている。	S A B C
<p><基準> 伐採更新計画に則って作業が完了したことを所有者に報告し、確認の署名を得ている。</p>		
<p>コメント欄</p>		

E. 健全な事業活動		評価
E-1	労働安全のための活動が十分に行われ、効果を上げている。	S A B C
<p><基準> 危険予知ミーティング、指差し呼称などの活動により、作業現場での安全第一が徹底している。ヘルメット等防護具が着用されている。救急用具、緊急連絡体制が常備されている。</p>		
<p>コメント欄</p>		

<p>その他特筆すべき事項</p>
